

## 聖路加国際大学学術情報リポジトリ細則

### (目的)

第1条 この細則は、聖路加国際大学学術情報センター規程第7条に基づき、本学をはじめ国内外に学術情報を提供することにより、教育・学習活動を支援するとともに研究活動の推進を図り、学術研究の一層の振興に貢献することを目的とする聖路加国際大学学術情報リポジトリ（以下「学術情報リポジトリ」という。）を運用するために必要な基本的事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この細則において用いる用語の定義は以下の通りとする。

- (1) 学術情報リポジトリ：聖路加国際大学学術情報センター（以下「学術情報センター」という。）が、聖路加国際大学（以下「本学」という。）において収集・生産された資料を電子的な手段によって蓄積したもの。
- (2) 利用者：学術情報リポジトリを利用する者
- (3) 申請者：原則として学術情報リポジトリに資料の登録を希望する本学の教職員

### (登録対象資料)

第3条 学術情報リポジトリへの登録対象とする資料は、次のとおりとする。

- (1) 本学が所蔵する貴重資料
- (2) 本学における研究成果
  - イ. 文部科学省科学研究費・特色ある教育研究等による研究成果
  - ロ. 厚生労働省科学研究費による研究成果
  - ハ. その他本学在籍中の研究成果
- (3) 本学が学位を授与した学位論文
- (4) 本学の紀要類
  - イ. 本学が終期を予定せず継続的に発行している研究論文を収載した刊行物
  - ロ. その他イに準ずるもの
- (5) その他、学術情報リポジトリへの登録が適当であると、学術情報センター長が決定したもの

### (データの利用内容)

第4条 学術情報センターは、前項に記載した資料を次のとおり利用する。

- (1) 資料の原文情報を電子化し（以下、電子化された情報を「データ」という。）、それらのデータを電子記録媒体等に蓄積することにより、原則として全文検索が可能なデータベースを作成する。
- (2) データは、ネットワーク上の標準的なコンピュータ環境でアクセスできる状態におく。
- (3) データは、学術情報センターが収集する資料・情報とともに統合された情報資源として提供する。

### (データの利用条件)

第5条 学術情報センターはデータの利用に際し、次の事項を遵守する。

- (1) 情報の発生元を明示すること。
- (2) 著作物及びその表題の表現を改変しないこと。
- (3) 著作者名及び著作権の表示を行うこと。
- (4) 利用者によるデータの複製（端末機からのプリントアウト、ダウンロード等）は、調査・研究、教育または学習を目的とする場合に限定することを明示すること。

第6条 学術情報リポジトリによるデータの送信範囲は原則として制限しないこととし、送信範囲を限定する場合には申請書の中で個別に規定する。

第7条 データは全文公開を原則とし、全文を公開しない場合については申請書の中で個別に規定する。

第8条 データの利用についての対価は無償とする。

第9条 学術情報センターは、学術情報リポジトリの利用者がデータを利用した結果について、その責任を負わない。

（登録の申請）

第10条 申請者は、所定の申請書により学術情報センター長に申請し、登録受付を得ることとする。申請書の様式は別に定める。

第11条 学位論文の申請書については学位論文審査願の提出時に併せて提出する。

（申請者の責務）

第12条 登録した学術情報などの内容に関する責任は申請者が負うこととする。

第13条 申請者は次に掲げる事項について法令上又は社会通念上問題が生じないよう配慮する。

- (1) 名誉、プライバシー等の人権に関する事項
- (2) 情報セキュリティに関する事項
- (3) 守秘義務に関する事項

（著作物の利用許諾等）

第14条 著作物の利用許諾等については、学校法人聖路加国際大学著作物取扱規程に定めるところによるものとする。

（データの一部訂正、追加または削除）

第15条 登録されたデータに一部訂正、追加または削除の必要が生じた場合は、申請者は訂正、追加または削除理由を付して、データの一部訂正、追加または削除を申請することができる。

（利用許諾要件の変更）

第16条 登録されたデータの利用許諾要件の変更を希望する場合は、申請者は変更理由を付して、利用許諾要件の変更を申請することができる。

（登録の解除）

第17条 登録をしたデータの削除を希望する場合は、申請者は削除理由を付して登録解除を申請することができる。

第18条 登録されたデータに上記申請者の責務で定めた事項等に反する事実が認められた場合は、学

術情報センターは解除理由を付して、申請者に登録解除を通知することができる。

(登録の有効期間)

第19条 登録の有効期間は1年間とする。なお、有効期間内に申請者から特に申し出がない場合、有効期間を更に1年間自動的に延長するものとし、その終了日以降も同様に自動的に延長を繰り返すものとする。有効期間について申し出があった場合については、申請書の中で個別に規定する。

(運営組織)

第20条 学術情報リポジトリの運営を統括するため、統括責任者を置き、学術情報センター長をもって充てる。

第21条 学術情報リポジトリの運営管理は、学術情報センターが行う。

第22条 学術情報リポジトリの運営に関する事項は、学術情報委員会で審議する。

(補則)

第23条 この規程に定めるもののほか、学術情報リポジトリに関する必要な事項は別に定める。

(改廃)

第24条 この細則の改廃は、学術情報委員会の審議を経て、学術情報センター長が行う。

附則

1. この規定は1999年12月14日より施行する。図書館長
2. 2002年4月1日改定。
3. 2008年2月12日改定。
4. 改定：2013年2月27日（第24条・改廃）
5. 改正：2014年4月1日（法人一体化による全面改正）
6. 改正：2015年4月1日（第1条、第22条、第24条）